

(様式第2号)

会 議 録

平成31年3月29日作成

会 議 の 名 称	第10回 島本町農業委員会		
会 議 の 開 催 日 時	平成31年3月13日(水) 午後2時30分 ~ 午後3時16分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町ふれあいセンター 1階 集団検診室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	個人情報が審議されているため		
出 席 委 員	別紙のとおり		
会 議 の 議 題	別紙のとおり		
配 布 資 料	会議に係る資料		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

第10回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 平成31年3月13日(水) 午後2時30分～午後3時16分

2. 場 所 島本町ふれあいセンター1階 集団検診室

3. 議事日程

【報告】

- ①農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ②農地法第4条第1項7号の規定による届出書について
- ③農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ④農地法第4条第1項7号の規定による届出書について
- ⑤農地法第4条第1項7号の規定による届出書について
- ⑥農地法第3条の3第1項の規定による届出書について
- ⑦農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

【その他】

農家意向アンケート調査(案)

4. 出席者

(委員)

会長	大西 義雄	会長代理	浅田 泰男	委員	栗辻 喜久雄
委員	井上 謙一	委員	種田 悟	委員	柏原 縁
委員	川村 脩一	委員	木村 修	委員	清水 正純
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中村 清司
委員	西田 尚弘	委員	藤原 弘		

(事務局)

局長	名越 誠治	次長	佐藤 成一	課長	馬場田 耕平
担当	大森 隆雄				

5. 欠席者 0名

6. 傍聴人 0名

農業委員会会長 大西 義雄

署名委員 木村 修

署名委員 清水正純

<p>事務局</p>	<p>本日の司会を務めさせていただきます事務局の大森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、座って進行をさせていただきます。</p> <p>本日の案件は、報告案件が「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」が4件、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」が3件、その他といたしまして「農家意向アンケート調査案」の1件となっております。</p> <p>それでは開会に当たりまして、大西会長よりご挨拶のほうをいただきます。大西会長、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さん、改めまして、こんにちは。</p> <p>先ほど大阪府農業会議の北川次長のほうから改正のいろいろと、農業委員会の現状についてお話を伺ったわけでございますけれども、生産緑地で先だって承認を得ました十数件の面積で1,000ha強ですかね。の件につきましては、今月18日の都市計画審議会で提案されまして承認されるという過程をこのように聞いております。</p> <p>この後、また農業再生協議会があるということで、今日はタイトなスケジュールでございますけれども、最後までよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>大西会長、ありがとうございます。それでは、議長の選出を行います。</p> <p>島本町農業委員会会議規則第6条の規定により、大西会長に議長のほうをお願いいたします。大西会長、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは議案に入る前に、委員の出席状況についてご報告いたします。委員14名中、出席者が14名、欠席がゼロであります。島本町農業委員会会議規則第7条の規定によりまして、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の署名委員を指名させていただきます。木村 修委員、清水正純委員をお願いいたします。</p> <p>次に、本日傍聴者はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>傍聴者はありません。</p>

議 長	<p>傍聴者がいない模様でございますので、本日の議案に入ります。</p> <p>1 件目の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局からご説明をさせていただきます。報告案件につきましては、1 件目と2 件目は関連をいたしますので、まとめて報告のほうをさせていただきます。</p> <p>まずは、報告案件①の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」を資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>まず、1 ページをお開きください。</p> <p>今回の届け出は、相続によりまして所有権が移転されたものでございます。届け出のあった農地は、青葉一丁目1 筆で、登記地目は田、現況地目は宅地となっております。内容につきましては、登記簿のほうで確認しております。</p> <p>2 ページが届出書、3 ページから4 ページにかけまして登記事項証明書、5 ページが委任状、6 ページが受理通知書でございます。こちらにつきましては、会長専決要領の規定によりまして、処理を進めたものでございます。</p> <p>続きまして、関連いたしまして報告案件②4 条の届け出について説明のほうをさせていただきます。</p> <p>7 ページのほうをお開きください。</p> <p>こちらにつきましては、①の案件と同じ場所でございます。こちらのほうは、田んぼから宅地への転用の案件となっております。</p> <p>8 ページが農地専用届出書、9 ページが大変わかりづらくて恐縮なんですけども位置図でございまして、真ん中にごございます西国街道という文字の右横に黒い線で囲っているところが当該地となっております。</p> <p>1 0 ページから1 1 ページが公図、1 2 ページから1 3 ページが登記事項証明書、1 4 ページから1 5 ページが現況写真、1 6 ページが顛末書、1 7 ページが委任状、1 8 ページのほうが受理通知書となっております。</p> <p>こちらの案件につきましては、今まで農業委員会で何度もございました無断転用となっておりますが、当該地が市街化区域内であったこと及び届け出によりましたら所有権移転しておりますことから、顛末書の提出を必要といたしまして、届け出として処理を進めたものでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明ありました。届け出のあった地区は、清水正純委員の担当地区となっておりますので、委員のほうから補足説明がありま</p>

委員	<p>したら、お願いいたします。</p> <p>特にございません。</p>
議長	<p>過去に転用しているところがございますので、顛末書はついてるんですけども、かなり古い時代の新農地法になる前の時期にやられた件でございますから、ほかの委員の皆さんのほうからご意見、ご質問等がございますしたら、1番、2番につきましてご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>ございませんか。相続して農地転用するという件ではあります。</p> <p>それでは、質疑が内容でございますので、質疑終結し、報告を受けたものいたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局から説明があります。</p>
事務局	<p>事務局のほうから3件目と4件目について、ご説明のほうをさせていただきます。こちらのほうにつきましても、先ほど同様関連いたしておりますので、まとめて報告のほうをさせていただきます。</p> <p>まず、3件目「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」資料に沿ってご説明のほうをさせていただきます。</p> <p>まず、19ページをお開きください。</p> <p>今回の届け出は、相続により所有権が移転されたものでございます。届け出のあった農地は広瀬2丁目の1筆で、登記地目は畑、現状地目は宅地となっております。内容につきましては、登記簿にて確認のほうをしております。</p> <p>20ページが届出書、21から22ページが登記事項証明書、23ページが委任状、24ページが受理通知書でございます。こちらのほうにつきましては、会長専決要領の規定によりまして処理を進めたものでございます。</p> <p>続きまして報告案件④、4条の届け出について、ご説明のほうをさせていただきます。</p> <p>25ページをお開きください。</p> <p>届け出のあった場所は、先ほどの3件目で同じ場所でございます、こちらは畑から宅地への転用の案件となっております。</p> <p>26ページが農地転用届出書、27ページが位置図でございます、大変わかりづらくて恐縮なんですけれども、西国街道という文字の右横にある黒い線で囲っているところが当該地となっております。</p> <p>28ページ、34ページが登記事項証明書、済みません、順番ちょっと見づらくて申しわけないんですけれども、29ページが構図、31ページから32ページが現況写真、33ページが顛末書、34ページが委任状、</p>

	<p>35 ページが受理通知書となっております。こちらの案件につきましても、今までの農業委員会で何度かございました無断転用となっております。こちらにつきましても、当該地が市街化区域内であったこと及び届け出義務者が所有権移転しておりますことから、こちらにつきましても、顛末書の提出を必要といたしまして、届け出として処理を進めたものでございます。</p> <p>以上、簡単ではございますが、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>先ほどの件と同じ内容でございますけれども、場所としては変わりましたが、ただいま事務局から説明がありました件について、届け出のあった地区、田中 幸造委員の担当地区となっておりますので、田中委員、補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>特に事務局の説明どおりで、補足説明はないわけですがけれども、ちょっと地図的にわかりにくいかもわかりませんので、そこを今、説明させていただきたいと思います。</p> <p>27 ページに資料で左から右へありますけれども、これが水無瀬川でございます。それと、下から上のほうへ西国街道が通っておりまして、水無瀬川を渡る手前の右側に当該届け出物件がございます。</p> <p>また33 ページには、顛末書にもありますとおり、昭和39年ごろから宅地として使用されております。</p> <p>その他は特にありません。</p>
議 長	<p>ただいま田中委員から説明がありましたが、その上に立って皆さん方のほうからご質問がありましたらお受けいたします。これは会長専決事項ということで処理したものでございますが、何かございませんか。</p> <p>栗辻委員。</p>
委 員	<p>時々何回も出てくるんですけども、実際問題として登記と現況が違う場合、どんな問題が出てくるんですか。</p>
事務局	<p>相続をしていただくときには、今回のようにきっちり届け出をしていただくという必要が生じるのと。</p>
委 員	<p>もちろん、そうです。税金について、何か問題があるかどうか。</p>
事務局	<p>税金の関係で申しますと、現状に照らし合わせて課税いたしますので、</p>

	<p>当然、宅地というような位置づけで税金のほうはいただいております。ですから、ずっと問題なくここにずっと来られてて、やっぱりお亡くなり等なって、相続のときに初めて知るといふ。</p>
委員	<p>農業委員としては知ります。わかるとるわけで。みんなわかっているからね、直す必要があるなら、それを直せばいいんだから。</p>
事務局	<p>ちょっと税務のほうとは1回ちょっと調整してみますわ。ただ、税務的には課税してるからっていうのがあるのかどうかも含めて、その辺は。</p>
委員	<p>農業委員としてどんな問題があるんやろうという。土地をどういうふうになんて納税してやってもらうんと、いうのは働きかけができると思うんです。</p>
事務局	<p>本来の制度の趣旨からいけば、現状に合わせてやっぱりきちりとしていくっていうのが、本来あるべき姿やと思いますので、その辺はちょっと関係部局とも調整のほうはさせていただきます。</p>
議長	<p>僕が会長になってから10件ぐらいあるんです。昭和46年に土地計画法っていうのができて、その辺から厳しく見てるんやけど、それまでの間はどうも農業委員会自身もあつたんですよ。農地法というのがあつたから。それがどうかなというところはあります。</p> <p>それから昭和42年ごろから、開発の関係でいろいろと人口増えてきたり。そのときに重要な手続をせんと、農業委員会のほうも重要な指導もされんとやってきたんかなと思いますんで。昭和50年代でそんなことをしてるということはないんです。</p> <p>まず、わかるのは、私の見解からいわずに相続をするときに、法務局が受け付けないからね。現況と違うから。家がそこに立ってるんだから。受け付けないから家も登記できないし、そうするとそこに相続の問題が起こるので、必ずこれが出てくるということでこういう手続になるということで、そこまではなかなか本人が言わん限り、第三者がそんなんわからへん。見ないから。あとは、税務のほうかどうか知らんけど、今、事務局長がおっしゃってるように、それがどうなのか、やっぱり指導をできるのはしといたらいいですわな。</p> <p>税金は現況主義やから心配ないということですね。</p> <p>その上に立って何か質問はございませんか。</p>
委員	<p>今、田や畑と書いてある場所に、面積に含まれてるのか含まれてへんのか、それが問題やけどな。面積の。</p>

議 長	<p>例えば自分の家の前に田んぼがあったとかしますやん、例えばね。それが例えば300坪の田んぼがあって、それをこういう手続せんと、そこに50坪の離れでも建てたというたら、そのまま300坪の農地で残ってると思うわ。宅地が50坪は出てないと思うわ。しかし、税金は現況主義やから50坪については宅地でかかっていますよ。そうなってると思いますよ、多分。</p>
議 長	<p>これを意識的に、今やるのをわかってて意識的にやってることになったら、また罪ありますよ。ただ、本人の亡くなったはるしね。</p> <p>会長としては、そういう過去のことなんで専決事項になってますけども、そういうことで処理をするやむを得ないと、納得していないけどやむを得ないという判断をしてると、こういうことです。</p> <p>ほかございませんか。</p> <p>それでは、特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、5件目の4条の届け出についてご説明のほうをさせていただきます。</p> <p>それでは、36ページをお開きください。</p> <p>届け出があった場所は、広瀬5丁目、登記地目は田、現況地目は宅地となっております。37ページが農地転用届出書、38ページは位置図でございます、黒で囲ってる変形している土地が当該地となっております。</p> <p>39ページが平面図、40ページから42ページが登記事項証明書、43ページが現況写真、44ページが顛末書、45ページが委任状、46ページが受理通知書となっております。こちらの案件につきましても、無断転用となっております。こちらにつきましても、当該地が市街化区域内にあったこと及び届け出義務者が所有権移転しておりますことから、こちらにつきましても顛末書の提出を必要といたしまして、届け出として処理を進めたものでございます。</p> <p>簡単ではございますが、事務局から説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>この件につきましてもの届け出のあった地区は、田中 幸造委員ですかね。補足がございましたら、お願いいたします。</p>
委 員	<p>内容的には特にないんですけれども、地図がどこがどうなってねんって</p>

	<p>というのが皆さんわかりにくいと思いますので、39ページを見ていただけたらと思います。</p> <p>39ページの右側のほうを見ていただきたいと思います。当該地が旗のような形をしておりまして、縦の細い部分が1m90ぐらいの進入路となっております。下のほうにあります水路と小さく書いておりますのを、これを左のほうへ延長しますと都市計画道路の側道に出ました。その水路を右側に行きますと、公園、XXXXXXXXXXの方向になっております。</p> <p>あとは、相続により取得された物件で、44ページには顛末書があるということで、その他は特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>これについてもよく似たあれですけど。</p> <p>それでは、委員の皆さんのほうからご意見、ご質問がありましたら、お受けいたします。</p> <p>何かこういう集まる機会があったら、委員の皆さんからこういうことはないように情報として近所の人に言うてあげるといようなのも大事なことからと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、質問ございませんか。</p> <p>特に発言が内容でございますので、質疑を終結し、報告を受けたものとしてよろしいですか。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、質疑を終結し、報告を受けたものとしたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局からお願いいたします。報告6番目ですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、報告の6番目について説明をさせていただきます。こちらは「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございます。こちらのほうも、資料に沿ってご説明のほうをさせていただきます。</p> <p>それでは、47ページのほうをお開きください。</p> <p>今回の届け出は、相続により所有権が移転されたものでございます。届け出のあった農地は広瀬2町目の3筆で、当地地目は田、現況地目は田となっているところと大字広瀬の1筆で登記地目は田で現況地目は畑となっているところがございます。内容につきましては、登記簿で確認をしております。</p> <p>48ページが届出書、49ページから53ページが登記事項証明書、54ページが委任状、55ページが受理通知書でございます。こちらのほうは、会長専決要領の規定により処理を進めたものでございます。</p>

委員	<p>担当委員として、相続ということで特に問題ないものでございます。以上です。</p>
議長	<p>相続ということで、特に問題ないということでございますが、他の委員の皆さんからご意見、ご質問等ございましたら、お受けいたします。よろしいですか。意義ございませんか。</p> <p>特に発言がないようでございますので、質疑を終結いたしまして、報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、次の案件について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>その他といたしまして、別紙でつけさせていただいております農家意向アンケート調査の案、たたき台をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきまして事務局のほうから説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>すみません。にぎわい創造課の馬場田と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>農家意向アンケート調査ということで、今日、農業会議の北川次長のほうからお話あったかと思うんですけども、農地利用の最適化ということで、私のほうから説明することもなく、先ほどもずっとそのことについて説明をしていただいかと思うんですけども、農業委員さんの今最重要課題として農地利用の最適化が叫ばれていますということで、法改正もあったということで説明があったかと思うんですけども、これを農家意向アンケート調査をつくる前提で、島本町のほうでも今年度の夏ごろだったかと思うんですけども、結構若い30代の方が島本町内で農業を営みたいということで役場のほうに実はご相談がありました。その方については、非常に先進的な取り組みをしてはる方でして、水耕栽培を希望していると。かつ、島本町は非常に水がきれいで、離宮の水という名水百選もあるので、その水を使って例えば離宮のメロンとか離宮のトマトとかいう形でブランド化できるような野菜を育てたい。なので、島本町でいい土地がないでしょうかというご相談を受けました。</p> <p>それを受けまして、大西会長のほうにもご相談をさせていただきましたし、考えていらっしゃる地域の農業委員さんとも顔合わせをさせていただきました。今後についていい土地があるかどうかという協議を進めていこうとしていたんですけども、先方のほうからご連絡がありまして、実は滋賀県のほうにいい土地があったので、そちらのほうで農業をしたいと思っておりますというようなご連絡を受けた次第でございます。</p> <p>今年度に限ってなんですけれども、私が経験した中でもそういった先進的な農業を目指されてる方のご相談っていうことも1件あって、なかなかそ</p>

れに応えられなかった島本町の行政もありますけれども、もしその方が島本町で就農をされていれば、もしかしたらそういったブランド野菜みたいなことができたのかもしれないというのが1つ逃してしまったかなという思いが私の事務局のほうでもございました。

そういうのも受けて、かつ今日の北川次長のご説明もあったように、農業委員会としてそういった新規就農者が出てきたときに、そうしたらこの土地のこの地域のこの土地で今回、後継者もいないから農地を手放そうかな、誰かに貸したいなと思っている人がいるとか、そういう地域のニーズをやっぱり農業委員会としても把握をしておく必要があるやろうということで、一応事務局のほうでたたき台ということで農家意向アンケート調査というものを作らせていただきました。これも先ほど北川次長のほから説明あったとおり、他市の箕面市さんがされたアンケート調査をもとに島本町に置きかえて作らせていただいたものでございまして、設問の1から見ていきますと農業後継者がおられますかとか、2番に行くと新たな今後の農業経営についてお聞きします。どのようにしたいとお考えですか。裏面に行きますと、規模縮小または離農を選んだ理由を教えてくださいであるとか、規模の縮小または離農を選んだ方については、農地をどうなさろうとしているかをお聞かせください。この辺がちょっとポイントになってこようかなと思うんですけれども、親族などに農作業を委託したであるとか、親族以外とか、そういった方にも貸せるのか貸せないのかとかいうことをこの辺でお聞きをしているところです。あと、3番に行くとあなたの所有農地は遊休農地と言われる農地がありますか。あるという方は、その農地をどうなさろうとしているかお聞かせくださいということアンケートしていきます。最後なんですけれども、ちょっとファミリー農園ですね。島本町がさせていたでいるファミリー農園についても、意向についてちょっとお伺いをさせていたでいるところです。

以上のような、これはあくまで案というかたたき台なんですけれども、このような形で地域で遊休農地になりかけてる土地はどれぐらいあるのかというように把握するために、こういったアンケートのたたき台を作らせていただいております。

また、島本町の西側の開発とかに伴って、非常に農地の振興については皆さん非常に関心を持たれてるところですので、農業委員会としてもこういうふうアンケート調査して、意見集約をしてるところですよと胸張って言えるようにしていくためにも、こういったアンケート調査をしていきたいなというふうに事務局のほうからも思ってる次第でございます。

以上です。

議長

ただいまアンケート調査のたたき台のご説明がございましたけども、農

事務局	<p>業委員会として大事なことだと思いますけども、何かこの件について内容も含めまして聞きたいと思いますけども、これ対象者はどれぐらいかというのと、いつごろやりたいかというのは事務局のほうでわかります。</p> <p>すみません。対象については、これちょっと一番下に書かせていただいているんですけども、実行組合長をご提出くださいと、この調査表を書いて、実行組合長へご提出くださいというふうに今現在はこういうふうにさせていただいているんですけども、これを実際にどういうふうに農家の方にお配りするかっていうのは、ちょっと今回のご意見も踏まえて考えていきたいなとは思っているんですけど、農業委員の方を通じて地域の農家さんにこれをお配りして、それを集約していくという方法もありますし、実行組合長を通じて集約をしていくという方法もあると思います。その辺のご意見をいただければ、どういうやり方がいいのかっていうのがもしご意見あればいただけたらいいかなと思っておりますのと、アンケートの時期なんですけれども、ちょっとこの何月という形ではないんですが、この意見集約をして、速やかに5月、6月、7月、夏ごろまでにはアンケートのほうを実施はしていきたいなというふうに考えてるところでございます。</p>
議長	<p>わかりました。今の説明の上に立って、何かご質問なり、わかりにくい点がありましたら聞いてください。</p>
委員	<p>調整区域が対象ですか。</p>
議長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>基本的には、市街化区域、調整区域関係なく島本町内にある区域の農家の方にアンケートをとりたいなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
議員	<p>せやから、これでいくと竹藪も入りますわな。それもどうかと思いますけどね。</p>
委員	<p>宅地化されているところは採算合わん。</p>
議長	<p>貸すいうことね。</p>
委員	<p>貸すいうこと。</p>

議 長	その辺は個人の。例えば。
委 員	個人いうよりも、だから島本通してそういう貸し出しできる農地がどれだけあるかですわ。
議 長	だから、個人でいろいろ考え方あるんで、生産緑地しんとやっぱり開発して売りたいというところもあるし、それと自分ができないと、誰かにやっってもらおうとかかいう人もいてはるから、いろんなケースがあると思います。 どうぞ。
委 員	筆ごとに調査しんことには、この様式だけでどない考えてんねんいう調査では書きようないと思う。やはり、A、B、Cと3つあると。Aはこのようにしたい、Bはこのようにしたい。その辺、ちょっと様式。
議 長	今、浅田委員がおっしゃってるのは、自分のところが30aあると仮定して20aは自分ですると、10aは貸すわとか、この場所貸すとか、そういうときはこれでは書きにくいということをおっしゃってると思います。 ほかに何かありませんか。1つ意見ですけども。
事務局	すみません。事務局のほうから会長よろしいでしょうか。 様式については、これが最終形態ではありませんので、浅田委員おっしゃっていただいたとおり、ちょっと書きぶりについては工夫していきたいなというふうに思います。ありがとうございました。
議 長	ほかございませんか。そうなるとかなり個人情報が入ってきよるから、直接やっぱり実行組合長とか農業委員は拘束あるけども、渡すのはいかなものかなという意見が出るかもわからへんな。直接、役場のほうへ出すとかね。個人情報が入ってきよるからね。売るとか貸すとか具体的になつてくる。
委 員	それと、実行組合に入らなくて、田をもってる人だっている。実行組合長がどうこう言われへん。
議 長	それ事務局のほうにもう一度検討してもらって、例えばこれぐらいの面積をもつてはる人を対象にするとかいうふうにちょっとしとかなあかんと

	<p>思うわ。それは全てというたら、これ大変なことになるわ。だから、10 a あるいは生産緑地の500平米、0.5 a以上のひとを対象にするとかいうことは事務局のほうで、僕としては考えたらどうかと思いますけどね。いろいろあるからね。</p> <p>ほかございませんか。</p> <p>そうしたら、この件については先ほど北川次長の件で集落座談会、こういうことがつかめるんですけども、そういうのを含めまして、この件については事務局のほうでもう一步詰めていただいて、いつからやるかということ次か次の段階に最終的な案を出していただくということにしましょうか。それでよろしいですか。</p> <p>事務局のほう、よろしく願いをいたします。</p> <p>ほかには何かございませんか。事務局のほう、何かありますか。</p>
事務局	事務局のほうからは、特にほかにはございません。
議長	<p>皆さん方からのほうから何かございませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。</p>
委員	毎年、田んぼの営農計画書作ってまして、これはどっちや、JA、農協。事業計画書、今後の。
議長	農業共済か。
委員	それやったらいつもの。
事務局	3時半からの再生協議会でそれご説明させていただきますんで。
議長	それでは、議長を解任させていただきますして、ご協力ありがとうございました。
事務局	<p>大西会長、長い間ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして第10回島本町農業委員会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。</p>